

入試採点ミス問題に係る調査委員会報告

2023年（令和5年）11月20日

中京大学長
梅村 清英 殿

入試採点ミス問題に係る調査委員会
委員長 大森 達也

1. 委員会のメンバー

大森 達也	中京大学副学長（教育担当）。調査委員会委員長
梅村 義久	中京大学副学長（研究・産官学連携担当）
長谷川龍伸	弁護士（元愛知県弁護士会副会長。長谷川龍伸法律事務所）
小林 和正	弁護士（弁護士法人テミス総合法律事務所）
篠田 千晴	中京大学教育後援会副会長 株式会社マナーマネジメント名古屋代表取締役
寺本 慎也	学校法人梅村学園内部監査室長。委員会事務局担当

2. 委員会の開催

第1回	2023年9月15日（金）	17時30分～20時10分
第2回	2023年9月22日（金）	17時00分～19時40分
第3回	2023年9月28日（木）	14時30分～17時20分
第4回	2023年10月13日（金）	9時30分～11時00分（オンライン）
第5回	2023年10月14日（土）	9時00分～10時40分
第6回	2023年10月28日（土）	9時00分～11時30分

I 調査の概要

1 事情調査・ヒアリング

(1) 調査関係資料

- ・中京大学 2023 年度一般選抜前期日程における採点ミスについて（ご報告）
（2023 年 8 月 29 日：広報部入試センター部長）
- ・「大学入試過去問題集」の解答についてのご確認のお願い
（2023 年 6 月 29 日：A 出版社）
- ・『「大学入試過去問題集」の解答についてのご確認のお願い』への回答
（2023 年 7 月 5 日：中京大学広報部入試センター）
- ・2023 年度 7 月 6 日臨時入試委員会資料
- ・入試ミスに伴う新たな合格者に対する納付金返還・補填一覧
- ・入学試験問題【英語】（2023 年 2 月 3 日 11 時 40 分～12 時 40 分実施）
- ・中京大学 2023 年度一般選抜前期日程の採点ミスに関して（ご報告）
（2023 年 9 月 14 日：広報部入試センター部長）
- ・過去 5 年間の問題に対する出題ミス・不備・指摘件数（一般選抜）
- ・過去 5 年間のクイックチェック結果まとめ
- ・2023 年度入試「英語」問題作成に関する資料
- ・入学希望者及び保護者との面談結果報告（2023 年 8 月 3 日）
- ・入学希望者及び保護者へのお詫びについて報告（2023 年 8 月 3 日）
- ・新たな追加合格者との面談内容について（ご報告）（2023 年 9 月 27 日）

(2) 委員会によるヒアリングの実施

- ・B 氏（嘱託講師：問題作成者）
- ・C 氏（大学教員職：日程別作問責任者）
- ・D 氏（大学教員職：英語科目責任者）
- ・E 大学入学センター部長

2 事実関係及びその検討

(1) 原因、背景

ア 2023 年 6 月 29 日に、大学入試過去問題集を制作している A 出版社からの問題内容に関する問い合わせによって、2023 年度入試（2023 年 4 月 1 日入学者向け試験、2023 年 2 月 3 日実施）において別解の可能性があることが発覚した。作問者による精査の結果、当初の正解である①に加えて、②も正解であることを退ける合理的な根拠がないことが確認されたため、これを採点ミスと認めるに至った。

問 3. 本文の内容と一致するように、次の(1)～(5)に続く最も適切な表現を、それぞれ①～④の中から一つ選び、その番号をマークせよ。

(1) According to the article, the RFID chips

- ① allow appliances to communicate with each other.
- ② are used to observe pets and farm animals.
- ③ check the expiration date of the foods in the refrigerator.
- ④ are vulnerable to radio waves.

イ 2023 年度入試の問題作成は、以下のスケジュールで進められた。

2022 年 5 月中旬	問題作成開始
2022 年 9 月上旬	問題原稿提出
2022 年 9 月中旬	ネイティブチェック、日程ごとの難易度確認、 問題重複の有無についての確認開始
2022 年 10 月中旬～10 月下旬	第 1 回校正、第 1 回点検
2022 年 11 月上旬～11 月中旬	第 2 回校正、第 2 回点検、第 1 回照合
2022 年 12 月上旬～12 月中旬	第 3 回（最終）校正、第 2 回照合

第 1 回の点検の際に、作問者が設定した解答 (①) と異なる解答 (②) を正解とした点検者がいたが、作問者は、点検者が問題の趣旨を誤解していると認識した。その後もネイティブチェック、日程ごとの難易度確認、別の担当者による点検が行われたが、正解が複数存在する可能性の指摘はなかった。

ウ 2023 年度入試の英語の作問体制は、一つの問題（1 日程分）を 2 人一組で作成するというものであった。その組み合わせは、対面によるコミュニケーションをとる時間がない大学教員職と嘱託講師とのペアか、作問経験の浅い嘱託講師同士のペアであった。嘱託講師は、特に春学期（前期）に集中して授業を担当し、本学以外の場所にて兼業に従事している者も多く、大学教員職とは職責も大きく異なる。さらに、本学の教員制度を見ると、嘱託講師が大学教員職と対等な関係でコミュニケーションをとることは難しいと考えられる。

エ 2023 年度入試の試験問題では、試験終了直後に外部機関により行っていた問題点検である「クイックチェック」について、過去 4 年間で英語の出題における指摘が 11 件もあったにもかかわらず、精度が低い等の理由から、学内で行うこととした。これにより、外部機関によるチェックが一切機能しない、学内教員のみによる内製に偏った体制となり、客観的な視点での第三者のチェック機能が働かない体

制となった。

オ 当該試験問題は、C氏（大学教員職）とB氏（嘱託講師）によって作成された。B氏は採用1年目であり、入試の作問経験が全くなかった。それにもかかわらず、詳細な説明を受けることなく、作問の責任の重さを十分に理解できないまま、作業に取り掛かることとなった。ペアの相手が大学教員職であったため安心感があったものの、C氏とは時間が合わずに、作問及び点検は別々で行った。また、ペア間のコミュニケーションは付箋を用いて行われていたが、その付箋は処分することになっていたため、後にその内容を振り返ることはできなかった。以上のような経験を踏まえ、B氏は、ペアとは直接対面により確認した方が良いとの考えに至り、2024年度入試においては、ペアとスケジュールを合わせ、対面により作問を進める予定である。対面によるコミュニケーションがないのは作問者間に限らず、作問者と点検者の間でもその機会はない。作問者以外の者による点検が複数回実施されてはいたが、その点検者の指摘や疑問等は、付箋や問題用紙への書き込みによって伝えられるのみであり、対面によって補足説明等が行われることはなかった。

カ 正解としていた①を解答した受験生は総受験者数の14.9%であるのに対して、新たに正解に追加した②と解答した受験生が総受験者数の63.8%にも上った。この結果から、多くの受験生が「monitor」と「observe」を同義語として捉えていることになるが、本日程の作問責任者であるC氏は、この両者を別の意味合いを持つ単語として明確に区別しており、この解答率は作問者の意図に叶ったものではあった。そのような中で、A出版社の指摘を受けることとなったが、両単語の意味が同じであるからということではなく、時制を理由に、②も別解になり得ると判断した。作問者の中には、ネイティブ英語（大学で学ぶ本格的な英語）こそが本物であり、高校生（受験生）が学ぶ英語は本物の英語とは異なるという見解を持つ者もいたが、本学受験生の大半は、学習指導要領に沿った英語を学び受験に臨んでいる。また、解答率の差を検証することで、今回の採点ミスに気付くことができた可能性もあった。

(2) 入試採点ミス発覚後の対応

ア 以下のスケジュールで進められた。

2023年6月29日	A出版社から入試センターへ問い合わせ 作問者に連絡し、正解が複数存在することを確認 入試センターから採点処理の委託先へ再計算を依頼
2023年6月30日	入試センターにて再計算された得点とボーダーライン (合格最低点)を比較し、新たに15人の合格者を確認

2023年7月6日	臨時入試委員会（メール審議）※7月10日11時まで
2023年7月10日	臨時入試委員会での決議後、文部科学省へ電話報告（第一報）
2023年7月11日	文部科学省へ訪問、相談
2023年7月12日	F大学へ訪問、過去の対応方法についてヒアリング実施
2023年7月13日	文部科学省に対し、新たな合格者の受け入れ体制を説明（オンライン）
2023年7月19日	新たな合格者15人に対し個別連絡、謝罪及び入学意思の確認※7月24日まで
2023年7月20日	入学希望者1人に電話で謝罪、説明
2023年7月21日	中京大学公式ホームページにて採点ミスを公表
2023年7月22日	入学希望者の自宅を訪問し、謝罪。本人及び保護者に入学可能時期等を説明
2023年7月25日	入学希望者の保護者が来学。補償内容及び入学方法について説明
2023年8月1日	入学希望者が来学。教務センター、入試センター及びG学部から説明
2023年8月2日	入学希望者及び保護者が来学し、入学しない旨の意思表示
2023年8月3日	保護者に対し謝罪の電話をするも理解が得られず、入学希望者に与えた影響の大きさを再認識
2023年8月9日	新たな合格者15人への補償対応完了
2023年9月13日	補償対応が完了した15人とは別に、2人の受験者が合格最低点を上回ったことを確認
2023年9月14日	当該受験者2人に個別電話連絡。今回の合格による進路変更がないことを確認
2023年9月15日	臨時入試委員会（メール審議）※9月19日11時まで
2023年9月19日	臨時入試委員会での決議
2023年10月19日	2023年度第3回入試委員会において、17人（15人+2人）以外の42人について対応方針を決定。この42人とは、再計算された得点が合格最低点を上回ったものの、同日の合格発表において、同学部学科専攻に、併願した別日程・別方式の試験において合格していた受験者である。
2023年10月24日	当該受験者42人に対する連絡及び補償手続きを開始
2023年11月6日	42人への電話連絡、説明を終了

イ 15人の追加合格を入試委員会にて決定し、文部科学省へ報告した。入学時期について相談したところ、4月に遡って入学させることは認められないとの回答があり、別に採り得る方法が示された。また、過去に同様の事例が発生し対応した経験のあるF大学を訪問し、修学面や精神面の支援を行う特別チームを編成する重要性を知った。その後、特別チームを早速設置しサポートを行う旨文部科学省に説明した。

ウ 補償内容を検討するに当たっては、今回の追加合格によって本学への入学を希望する場合であっても、既に入学している他大学での生活に馴染み、本学への入学に踏み切れない、諦めざるを得ない学生を想定して、手厚いものとした。

エ 最終的な補償内容は、2月3日に実施した試験の合否判定を正しく行うことができなかったことに基づく検定料の返金、合格発表日(2月18日)以降の検定料、そして現在在籍している大学の入学金とした。

オ 追加合格者15人中14人からは、新たに合格となった学部学科専攻には入学しないとの回答があったが、1人はG学部への入学を希望するとの回答があった(その1人は、アのスケジュールにおいて、「入学希望者」と表記している)。その入学希望者及び保護者はそれぞれ一度来学し、関連部署から説明を行ったが、当然入学するものという誤った前提に立った言動を取った。採点ミスを犯したのが本学であることを理解せず、丁寧な説明に終始することができなかったことによって、入学しない結果となった。半期(1 Semester)遅れてでも、本学に入学したいといった気持ちを踏みにじる対応は、本学の信用を失墜させることとなった。

カ 9月13日に新たに2人の追加合格者がいることが判明した。これは、特定の学部において、2月27日にボーダーラインを下げて追加合格者を出していたところ、今回の採点ミスを受けて再度合格者を確認するに当たり、その下げたボーダーラインではなく、当初のボーダーラインを誤用したことによって、当該2人を合格者として認識できなかったことによるものである。単純な確認不徹底によって、ミスにミスを重ねる結果となった。

キ 今回の採点ミスが発生した2023年2月3日実施の試験は、前期日程入試に分類されるが、前期日程入試は他にも多数実施されており、それらの試験は全て同日(2023年2月18日)に合格発表が行われた。前期日程入試における併願受験によって、同一の学部学科専攻に複数出願することも可能であり、その合否は、日程・

区分ごとに発表された。例えば、同じ経営学部経営学科に2つ出願し、その結果として、2月18日の合格発表時に、1つは合格、1つは不合格といった結果の異なる通知を受け取るケースも起こり得た。このような場合、2月の時点で、当該学部学科専攻に入学する権利を既に有していたため、進路選択には何ら影響がなかったものと判断し、当初は、対応を不要としていた。しかしながら、合否判定が覆ったという事実があることから、2023年10月19日に開催された2023年度第3回入試委員会において、対象の42人に対し、追加合格の通知及び検定料の返還を行うことを決定した。

(3) E大学（ヒアリング実施大学）の例について（略）

II 再発防止策

第1回点検時に解答に異議を唱えた教員がいて修正の機会があったが、それをいやすことができなかった。入試科目の特性も考慮した上で全ての出題・採点ミス減らし、そして、年度を越えた出題・採点ミスを何としても防ぐため、以下のとおり提言する。

(1) 作問方法の見直し

ア 入試で必要とされる学力

大学教員が作成する問題と予備校や学習塾などの外部教育機関（以下「予備校等」という。）が作成する問題では、解法が異なる印象を受ける。よって、今回のケースのように、正解がずれることは今後も十分に考えられる。ネイティブ的（実際にネイティブが使うような英語問題）に正しいということで正解を作っても、受験的（文法を重視する等の学習到達度が測りやすい英語問題）にはこちらが正解であると主張されることは今後も起こり得る。よって、（受験的な英語を重視する）予備校等の考え方との違いを捉えて、採点ミスと言われないようにするためにも受験の現場の観点を入れる必要がある。なお、英語科目責任者D氏は、「受験的な英語の方が、個人的には良い」と意見を述べている。

学習指導要領に示された英語力を測ることを主眼に置き、正解が一義的に定まるような作問に注力するべきである。なお、ヒアリング先のE大学では、最初の作問者説明会冒頭で、高校教材に依拠した出題を求め、それ以外の出題は禁止している。また、同一法人内の高校の教員に意見を求める機会があり、入試問題作成の参考としている。

イ 担当者

(ア) 問題作成の環境

大学教員職とは異なり、嘱託講師は主に語学教育を担う教員であるため、研究室（個室）が与えられてはおらず、共同講師室に常駐している。そのため、作問はその共同講師室等で行われており、保秘できる環境にはない。

(イ) 属性

大学教員職とは異なり、嘱託講師に求められているのは語学教育であることから、英語が母国語である者が、日本の文化等に興味があって来日し、そのまま採用となった者も一部含まれている。英会話スクールからの転職組も極めて多く、外国で学位を取った者もいれば、日本で非常勤講師を続け教育歴を重ねた者もいて、経歴は様々である。作問能力に関して言えば、格差があると言わざるを得ない。

また、規程上、雇用契約期間は3年以内となっており、ステップアップのために自主的に退職し、近隣の他大学に有期ではない形で就職する者もいるため、入職と離職が激しい職種であるが、その嘱託講師に根幹の入試業務を担わせていることになる。

(ウ) 担当業務

嘱託講師にとっての作問業務は、採用面接担当者からの依頼に基づき行われていた。採用候補者としては、作問業務を断るといった不採用になるおそれがある回答をすることは難しく、採用面接担当者の対応としては著しく不適切である。

(エ) 大学教員職による作問

本件の関係者である嘱託講師B氏は、これまで作問経験がなく、自分自身が作問者として適任かどうか、疑問を感じながら取り組んでいるとのことであった。大学教員職ではない嘱託講師にとっての入試の作問は、特別に課せられた、非常に責任の重い、負担ある業務であると言える。

一方で、大学教員職と嘱託講師では学内における役割が大きく異なり、密にコミュニケーションを取りにくいといったこともあるため、英語科目責任者D氏からも、再発防止のためには、作問に対する嘱託講師の関わり方を改めるべきであるとの意見があった。

(2) 点検方法の見直し

ア 点検者へのフィードバック

点検者による指摘に対し、現状ではその採否（理由を含む）を点検者にフィードバックしていないため、「点検者の誤解であろう」といった作問者の考えが優先される結果となる。そうならないためにも、対面で意見を述べ合う機会を確保するなど点検

者には必ずフィードバックがある体制とする。コミュニケーションをとってもなお作問者と点検者の意見が食い違う場合には、第三者が点検を行う機会を設けるべきである。現状では、指摘をしてもそれがどう扱われたのか、点検者は知ることができない。なお、ヒアリング先のE大学では校正において、必ず対面でコミュニケーションをとることとしている。

また、間違いの可能性に気付いても、作成者がネイティブである場合、日本人から指摘することを躊躇するケースも発生しているようである。経験豊富な作問者に対しても同様に意見しづらいため、バイアスのかからない点検体制も必要である。

イ 指摘に関するルール化

点検時の指摘について、経験豊富な点検者ほど細かく記載する傾向があり、一方で、作問者が点検者の指摘を受け入れるか否かのポイントは、指摘のボリューム（説明等の長さ）によるところが大きいとのことであった。そうであるならば、単に間違いであるといった指摘に留まらず、その理由等を必須項目として、作問者がその指摘に対し真摯に向き合わざるを得ないような工夫が必要である。

ウ 多面的な点検

2023年度入試では、ネイティブチェックと総難易度確認を除き、3回点検を行っているが、これらの点検では採点ミスを発見することはできなかった。今回指摘があったA出版社と同等レベルの目による点検が必要であることを考えると、点検をより一層重視し、特に最終点検については、経験豊富な大学教員職がチームを組んで多面的かつ集中的に行うと効率的であると思われる。

エ 記録の保存

試験実施日までの点検の充実が重要となるが、点検時における作問者、点検者間のやり取りの記録が残されておらず、詳細を振り返ることができないため、記録を保存すべきである。

オ 外部機関によるチェックの必須化

(1)のアでも述べたように、予備校等の視点も重要であるため、予備校等の外部機関の目によるチェックは不可欠である。なお、ヒアリング先のE大学では試験直後のクイックチェック及び3月中の更なるチェックを外部機関に委託している。

カ 受験者の解答のチェック

選択式問題においては受験者の選択肢別解答率を試験終了後に速やかにチェックして、スクリーニングの一助とすることも一方策である。ヒアリング先のE大学では

実践しているチェック法である。

(3) 制度の見直しについて

ア 日程

そもそも日程が多い。本学は、一般入試だけで8日程あり、年内入試を合わせると12日程にも上る。一方で、近隣競合大学では、半分の6日程のところもある。日程の設定についても今後検討する必要がある。

イ 試験

作問には非常に大きな負担が伴い、また、採点ミスリスクが付いて回るのであれば、共通テスト及び外部試験を活用する方法も検討に値する。

(4) 事後対応について

ア 採点ミスが発覚した後の二つの対応が、この問題を悪化させた。まず一つ目として、当初発表した15人に加え、更に2人の追加合格者を出すことになったが、その原因は完全な確認不足であった。入試センターは時間的な制約があった旨主張しているが、ミスが出たときこそ、より慎重に、マニュアル等に従った対応が求められる。

更なる追加合格者が出たことについては、2月の時点でボーダーラインを下げたことに起因している。ボーダーラインの変更といった特殊なケースにおける取扱いについては、部署内での共有を確実なものにするため、入試センターにはマニュアルの作成を求めたい。

イ 次に、新規合格者の中に入学希望者が1人いたにもかかわらず、結局は入学に至らなかったことも重大な失態であったと言わざるを得ない。本来であれば丁寧な説明に徹すべきであるところ、本学に入学するであろうと思込み、指導的立場から、入学ガイダンスを実施したとのことであるが、複数人で緊張した入学希望者を取り囲んだ状況下でのそのような対応は、明らかに不適切であった。また、入学希望者が入学を希望したG学部の場合、入学ガイダンスを受けている学生は数百人以上いる。よって、多少厳しい内容であったとしても、全体に対して発せられている場合には許容できるが、自分一人だけに対して言われた時のインパクトが強大であることは想像に難くない。このことを理解できていれば、回避できた問題であると思われる。学生対応にはより一層の配慮が求められる。

事前にその趣旨を皆で確認し、対応に当たる教職員の意識を高めてから臨むなど、今後、同様な対応の失敗が生じないように、教職員それぞれが、役割に応じた改善に取り組まれない。

III 総括

本調査委員会は、2023 年度春学期に判明した入試採点ミス問題について、原因究明に基づき再発防止策を学長に提案するために設置された。

本件は、合格発表後かつ入学式を終え、春学期終盤に発覚した入試採点ミスとそれに関連した受験生と保護者への不適切な対応である。

採点ミスについて、問題の点検時点において点検者が別解の可能性を指摘していたにも関わらず、その指摘を軽視したことが大きな原因であったと言わざるを得ない。さらに、その後の点検体制においても作問者間や作問者・点検者間の十分なコミュニケーションによる採点ミスのリスク回避に取り組んだとは言い難く、英語分野の作問及び問題点検体制に大きな問題があったと言える。英語作問チームには反省を促すとともに、改善策の検討を求める。今後は、先に提案した再発防止策をもとに、職種による職責を踏まえた体制、リスクマネジメントが適切に行われている体制、そして円滑なコミュニケーションが実現できる体制の再構築が急務である。

当初の追加合格者 15 人から更なる追加合格者が出たこと、また、対応の誤りによって入学希望者が入学に至らなかったことは、採点ミスにミスを上塗りする結果となった。ミスが発生したときは、その影響を最小限に抑えるため、まずは状況を冷静に整理し、真摯に対応する必要がある。

私立大学は建学の精神をもとに教育・研究活動が展開されており、学校法人梅村学園の建学の精神の要約は「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」である。その内容は「一、ルールを守る」、「二、ベストを尽くす」、「三、チームワークをつくる」、「四、相手に敬意を持つ」を四大綱としている。今回の入試採点ミスはこの建学の精神にある四大綱に反する行動があったと言える。今回の事故を踏まえ、教育機関としての中京大学の教職員は、本学園の「建学の精神」を意識した教育・研究活動を行い、教職協働体制により、再発防止に取り組んでもらいたい。

以上